

資料1

新目的区分

項目	コード
1 電気通信業務用	CCC
2 公共業務用	PUB
3 放送事業用	BCS
4 実験試験用	EXP
5 アマチュア業務用	ATC
6 一般放送用	GBC
7 簡易無線業務用	CRA
8 一般業務用	GEN
9 基幹放送用	BBC

新通信事項区分

項目	コード
1 電気通信業務に関する事項	CCC
2 電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項	CCG
3 電気通信業務（一般放送用のフィーダリンクを含む。）に関する事項	CCF
4 電気通信事業運営に関する事項	CCM
5 国会事務に関する事項	GGG
6 防災対策に関する事項	DAB
7 警察事務に関する事項	GMP
8 道路交通情報に関する事項（安全運転支援に関する事項を除く。）	RDI
9 安全運転支援に関する事項	ITS
10 治安維持対策に関する事項	TRO
11 電気通信の監視・規律に関する事項	GMA
12 標準周波数及び標準時の通報	GMS
13 消防事務に関する事項	FDA
14 検察事務に関する事項	GMK
15 矯正管理に関する事項	GMR
16 入国管理に関する事項	GME
17 公安調査に関する事項	GML
18 外務行政事務に関する事項	GMT
19 税関事務に関する事項	GMC
20 国税事務に関する事項	GMG
21 宇宙開発に関する事項	SPA
22 放射能汚染の管理業務に関する事項	GKA
23 検疫事務に関する事項	GMQ
24 麻薬取締に関する事項	GMN
25 水防事務に関する事項	RDR
26 水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）	RDA

項目	コード
27 災害対策・水防に関する事項	DAO
28 放流警報又は霧警報に関する事項	DFW
29 航空保安事務に関する事項	ACH
30 無線標識に関する事項	ACE
31 航空無線航行に関する事項	ACF
32 航空交通管制に関する事項	ACC
33 気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）	CWR
34 気象警報に関する事項	CWB
35 海上保安事務に関する事項	MSA
36 航路標識に関する事項	MSC
37 海上無線航行業務に関する事項	MSG
38 気象通報に関する事項	MSH
39 防衛に関する事項	GMD
40 外交に関する事項	EMB
41 防災行政事務に関する事項	DAI
42 公害対策に関する事項	KTS
43 土地改良事業に関する事項	AGG
44 地方行政事務に関する事項	LGO
45 道路交通情報通信に関する事項	RDV
46 道路管理に関する事項	RDK
47 電気事業に関する事項	EPA
48 原子力関係業務に関する事項	ATO
49 ガス事業に関する事項	GAS
50 水資源開発に関する事項	RDC
51 上下水道事業に関する事項	WRU
52 熱供給事業に関する事項	HET
53 有線テレビジョン放送事業に関する事項	BCM
54 列車防護警報に関する事項	LCQ
55 鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項	LCL
56 索道用搬機の安全運行に関する事項	LCA
57 一般乗合旅客自動車等の安全運行に関する事項	LCI
58 赤十字に関する事項	RXY
59 航路警戒に関する事項	HSA
60 港湾管理に関する事項	HSM
61 国際港湾施設の保安の確保等に関する事項	HEA
62 港湾通信に関する事項	HST
63 海難救助に関する事項	DAF
64 船舶又は航空機の救難に関する事項	DAH
65 漁業指導監督に関する事項	FSM
66 宇宙運用業務に関する事項	SPB
67 山岳遭難防止及び救助に関する事項	DBA

項目	コード
68 放送番組の中継に関する事項	BCP
69 放送番組素材の中継に関する事項	BCA
70 放送番組の取材等の連絡に関する事項	BCG
71 無線設備の監視・制御に関する事項	RCT
72 放送事業に関する事項（中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。）	BCS
73 実験、試験又は調査に関する事項（アルゴシステムデータ伝送に関する事項、教育に関する事項を除く。）	EXP
74 アルゴシステムデータ伝送に関する事項	OTP
75 教育に関する事項	EDC
76 アマチュア業務に関する事項	ATC
77 アマチュア業務（人工衛星追跡管制）に関する事項	ATS
78 一般放送に関する事項	BCB
79 エリア放送に関する事項	ABC
80 簡易な事項	CRA
81 船舶の航行に関する事項	MAA
82 電報の託送に関する事項	TLG
83 浮標の識別に関する事項	MSD
84 浮標の無線標定に関する事項	FSO
85 海上運送事業に関する事項	MCS
86 海洋の観測に関する事項	MCR
87 水先・引き船に関する事項	HSP
88 海上作業に関する事項	MAW
89 海上測量業務に関する事項	MSM
90 港湾運送事業に関する事項	HSW
91 港湾工事に係る事項	HBW
92 漁業通信に関する事項	FSE
93 航空機の運用に関する事項	MMA
94 飛行援助に関する事項	ACB
95 航空機の安全及び運行管理に関する事項	ACD
96 自家用の航空関係に関する事項	ACO
97 飛行場における航空機の飛行援助に関する事項	ACA
98 飛行場における地上管制に関する事項	ACY
99 航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項	ACZ
100 航空機の製造修理に関する事項	ACT
101 航空機の修理に関する事項	ACR
102 一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	LCT
103 貨物自動車の運行に関する事項	LCK
104 自動車の教習に関する事項	EDT
105 医療業務に関する事項	RXW

項目	コード
106 農林業に関する事項	AAF
107 MCA陸上移動通信に関する事項	MCA
108 狭域通信に関する事項（有料道路自動料金収受に関する事項を除く。）	DSR
109 狭域通信に関する事項（有料道路自動料金収受に関する事項）	ETC
110 電波利用の適正化のための広報に関する事項	ATG
111 地震又は火山噴火予知観測に関する事項	SEE
112 気象・動体の観測データの伝送に関する事項	OTT
113 地域振興に関する事項	LAO
114 スポーツ・レジャーに関する事項	SRD
115 労働基準監督に関する事項	GMJ
116 ニュースの取材及び速報に関する事項	NPW
117 現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	LCM
118 警備保障業務に関する事項	PTG
119 侵入検知に関する事項	PTI
120 災厄防止に関する事項	PTH
121 無線標定に関する事項	OTG
122 音響に関する事項	OTO
123 本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項	TKK
124 一般業務用通信に関する事項	GEN

（基幹放送の種類コード）

項目	コード
1 中波放送	BMF
2 短波放送	BR
3 短波放送（国際放送）	IBR
4 短波放送（中継国際放送）	RIB
5 超短波放送	BFM
6 超短波放送（外国語放送）	FFM
7 超短波放送（コミュニティ放送）	CFM
8 超短波放送（臨時目的放送）	EFM
9 超短波放送（デジタル放送）	DFM
10 超短波文字多重放送	FCM
11 超短波文字多重放送（有料放送を含む。）	PFC
12 標準テレビジョン放送（デジタル放送）	DTJ
13 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）	DHV
14 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）	SHV
15 データ放送（デジタル放送）	DDJ
16 マルチメディア放送	MMH
17 放送試験用	BCK
18 その他の放送	OBC

資料2

1. 目的の読替え(附則第2項)

改正前の無線局の目的		改正後の無線局の目的	
項目	コード	項目	コード
電気通信業務用（当該目的に係る通信事項が電気通信事業運営に関する事項のみであるものを除く。）	CCC	電気通信業務用	CCC
電気通信業務用（一般放送利用を含む。）	CCG		
電気通信業務用（一般放送用のフィードリンクを含む。）	CCF		
電気通信業務用（エリア放送利用）	CCA	公共業務用	PUB
電気通信業務用（当該目的に係る通信事項が電気通信事業運営に関する事項のみであるものに限る。）	CCC		
警察用	GMP		
海上保安用	MSA		
航空保安用	ACC		
防衛用	GMD		
治安維持対策用	TRO		
気象用	CWR		
国家行政用（当該目的に係る通信事項が税関事務に関する事項、検疫事務に関する事項、麻薬取締に関する事項、入国管理に関する事項、国税事務に関する事項、公安調査に関する事項、矯正管理に関する事項、電気通信監理に関する事項、外務行政事務に関する事項、国会事務に関する事項、防災事務に関する事項、運輸関係災害対策に関する事項、外交に関する事項、検察事務に関する事項、電気通信規律に関する事項、放射能汚染の管理業務に関する事項又は消防事務に関する事項であるものに限る。）	GOV		
防災対策用	DAB		
水防用	RDR		
水防道路用	RDA		
防災行政用	DAI		
消防用	FIR		
放流警報用	RDG		
霧警報用	DBB		
公雪対策用	KTS		
土地改良事業用	AGG		
地方行政用（当該目的に係る通信事項が地方行政事務に関する事項であるものに限る。）	LGO		
道路交通情報通信用	RDV		
高度道路交通システム用	ITS		
道路管理用	RDK		
電気事業用	EPA		
ガス事業用	GAS		
水資源開発用	RDC		
上下水道事業用	WRU		
熱供給事業用	HET		
標準周波数用	GMS		
鉄道軌道事業用	LCL		
索道用（当該目的に係る通信事項が索道用搬機の安全運行に関する事項であるものに限る。）	LCA		
山岳遭難対策用	DBA		
有線テレビジョン放送事業用	BCM		
海事用（当該目的に係る通信事項が航路警戒に関する事項であるものに限る。）	MAA		
港湾業務用（当該目的に係る通信事項が港湾管理に関する事項、港湾通信に関する事項又は国際港湾施設の保安の確保等に関する事項であるものに限る。）	HSM		
救難用	RSC		
漁業指導監督用	FSM		
自動車運送事業用（当該目的に係る通信事項が一般乗合旅客自動車の安全運行に関する事項、一般貨物旅客自動車の安全運行に関する事項又は特定旅客自動車の安全運行に関する事項であるものに限る。）	LCI		
農業用（当該目的に係る通信事項が農業気象に関する事項であるものに限る。）	AGA		
赤十字用	RXY		
無線固定業務用（当該無線局が港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第十二条第一項各号に掲げる業務のための通信を行うものであり、通信事項が位置信号業務に関する事項又は無線規定に関する事項であるものに限る。）	OTG		
核燃料事業用	KGS		
宇宙開発用	SPA		
宇宙運用業務用	SPB		
放送事業用	BCS	放送事業用	BCS
一般放送	BCB	一般放送用	GBC
エリア放送	ABC		
エリア放送及び電気通信業務用（エリア放送利用）	BAC	電気通信業務用	CCC
		一般放送用	GBC

改正前の無線局の目的		改正後の無線局の目的	
項目	コード	項目	コード
中波放送	BMF	基幹放送用	BBC
短波放送	BR		
短波放送（国際放送）	IBR		
短波放送（中継国際放送）	RIB		
超短波放送	BFM		
超短波放送（外国語放送）	FFM		
超短波放送（デジタル放送）	DFM		
超短波放送（デジタル放送・有料放送を含む。）	PDA		
超短波文字多重放送	FCM		
超短波文字多重放送（外国語放送）	FFC		
超短波文字多重放送（有料放送を含む。）	PFC		
超短波文字多重放送（外国語放送・有料放送を含む。）	FFC		
超短波データ多重放送	FDM		
標準テレビジョン放送（デジタル放送）	DTJ		
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）	DHV		
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）	SHV		
データ放送（デジタル放送）	DDJ		
マルチメディア放送	MMH		
超短波放送（コミュニティ放送）	CFM		
超短波文字多重放送（コミュニティ放送）	CFC		
超短波文字多重放送（コミュニティ放送・有料放送を含む。）	CPC		
超短波放送（臨時目的放送）	EFM		
超短波文字多重放送（臨時目的放送）	EFC		
超短波文字多重放送（臨時目的放送・有料放送を含む。）	EPC		
放送試験用（実験等無線局に該当するもの。）	BCK		
放送試験用（実験等無線局に該当しないもの。）	BCL		
標準テレビジョン放送	BTJ		
標準テレビジョン放送（有料放送を含む。）	PTV		
標準テレビジョン放送（受信障害対策中継放送）	STV		
標準テレビジョン音声多重放送	TAM		
標準テレビジョン音声多重放送（有料放送を含む。）	PTA		
標準テレビジョン音声多重放送（受信障害対策中継放送）	SAM		
標準テレビジョン文字多重放送	TCM		
標準テレビジョン文字多重放送（有料放送を含む。）	PTC		
標準テレビジョン文字多重放送（受信障害対策中継放送）	SCM		
標準テレビジョン・データ多重放送	TDM		
標準テレビジョン・データ多重放送（有料放送を含む。）	PTD		
標準テレビジョン・データ多重放送（受信障害対策中継放送）	SDM		
標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送を併せ行うもの（有料放送を含む。）	PCD		
高精細度テレビジョン放送	HD		
実験試験用	EXP	実験試験用	EXP
アマチュア業務用	ATC	アマチュア業務用	ATC
簡易な業務用	CRA	簡易無線業務用	CRA
上記以外のもの		一般業務用	GEN

2. 目的の読替え(附則第3項)

- 気象業務用以外の目的を持つ無線局であって通信事項が気象業務に関する事項(気象警報に関する事項を除く。)、気象警報に関する事項又は気象観測実験に関する事項を持つもの
- 海事用以外の目的を持つ無線局であって通信事項が航路警戒に関する事項を持つもの
- 港湾業務用以外の目的を持つ無線局であって通信事項が港湾管理に関する事項、港湾通信に関する事項又は国際港湾施設の保安の確保等に関する事項を持つもの

1の表の右欄に掲げる無線局の目的に加え、公共業務用の目的を併せ持つものとみなす。

3. 通信事項の読替え(附則第4項)

改正前の通信事項		改正後の通信事項	
項目	コード	項目	コード
電気通信業務に関する事項(当該通信事項に係る目的が電気通信業務用(一般放送利用を含む。)又は電気通信業務用(一般放送用のフィーダリンクを含む。)であるものを除く。)	CCC	電気通信業務に関する事項	CCC
電気通信業務(一般放送利用を含む。)に関する事項	CCG	電気通信業務(一般放送利用を含む。)に関する事項	CCG
電気通信事業運営に関する事項	CCM	電気通信事業運営に関する事項	CCM
宇宙運用業務に関する事項(当該通信事項に係る目的が宇宙運用業務用であるものに限り。)	SPB	宇宙運用業務に関する事項	SPB
電報の託送に関する事項	TLG	電報の託送に関する事項	TLG
警察事務に関する事項	GMP	警察事務に関する事項	GMP
道路交通情報に関する事項(高度道路交通システムに関する事項を除く。)	RDI	道路交通情報に関する事項(安全運転支援に関する事項を除く。)	RDI
交通量等位置情報に関する事項	GMV		
船舶の航行に関する事項	MAA	船舶の航行に関する事項	MAA
飛行援助に関する事項	ACB	飛行援助に関する事項	ACB
海上保安業務に関する事項	MSA	海上保安業務に関する事項	MSA
航路標識に関する事項	MSC	航路標識に関する事項	MSC
無線標定に関する事項	OTG	無線標定に関する事項	OTG
位置信号業務に関する事項	OTL		
浮標の識別に関する事項	MSD	浮標の識別に関する事項	MSD
浮標の無線標定に関する事項	FSD	浮標の無線標定に関する事項	FSD
海上無線航行業務に関する事項	MSG	海上無線航行業務に関する事項	MSG
気象通報に関する事項	MSH	気象通報に関する事項	MSH
航空交通管制に関する事項	ACC	航空交通管制に関する事項	ACC
航空機の安全及び運行管理に関する事項	ACD	航空機の安全及び運行管理に関する事項	ACD
無線標識に関する事項	ACE	無線標識に関する事項	ACE
航空無線航行に関する事項	ACF	航空無線航行に関する事項	ACF
航空保安業務に関する事項	ACH	航空保安業務に関する事項	ACH
航空保安無線施設に関する事項	ACG		
防衛に関する事項	GMD	防衛に関する事項	GMD
治安維持対策に関する事項	TRO	治安維持対策に関する事項	TRO
気象業務に関する事項(気象警報に関する事項を除く。)	CWR	気象業務に関する事項(気象警報に関する事項を除く。)	CWR
気象観測実験に関する事項	CWK		
農業気象に関する事項	AGO		
気象警報に関する事項	CWB	気象警報に関する事項	CWB
税関事務に関する事項	GMC	税関事務に関する事項	GMC
検疫事務に関する事項	GMQ	検疫事務に関する事項	GMQ
麻薬取締に関する事項	GMN	麻薬取締に関する事項	GMN
入国管理に関する事項	GME	入国管理に関する事項	GME
国稅事務に関する事項	GMG	国稅事務に関する事項	GMG
労働基準監督に関する事項	GMJ	労働基準監督に関する事項	GMJ
公安調査に関する事項	GML	公安調査に関する事項	GML
矯正管理に関する事項	GMR	矯正管理に関する事項	GMR
電気通信監理に関する事項	GMA	電気通信の監理・規律に関する事項	GMA
電気通信規律に関する事項	GMX		
外務行政事務に関する事項	GMT	外務行政事務に関する事項	GMT
国会事務に関する事項	GGG	国会事務に関する事項	GGG
防災事務に関する事項	DAG		
運輸関係災害対策に関する事項	GMV	防災対策に関する事項	DAB
防災対策に関する事項	DAB		
外交に関する事項	EMB	外交に関する事項	EMB
検察事務に関する事項	GМК	検察事務に関する事項	GМК

改正前の通信事項		改正後の通信事項	
項目	コード	項目	コード
放射能汚染の管理業務に関する事項	GKA	放射能汚染の管理業務に関する事項	GKA
消防事務に関する事項	FDA		
消防の任務に関する事項	FIR	消防事務に関する事項	FDA
消防防災事務に関する事項	SHJ		
防災行政事務に関する事項	DAI	防災行政事務に関する事項	DAI
水防事務に関する事項	RDR	水防事務に関する事項	RDR
水防道路に関する事項(災害対策・水防に関する事項を除く。)	RDA	水防道路に関する事項(災害対策・水防に関する事項を除く。)	RDA
災害対策・水防に関する事項	DAO	災害対策・水防に関する事項	DAO
河川法第48条に規定する通知に関する事項	RDG		
観測情報の伝送に関する事項	RDT	放流警報又は霧警報に関する事項	DFW
霧警報に関する事項	DBB		
公害対策に関する事項	KTS	公害対策に関する事項	KTS
土地改良事業に関する事項	AGG	土地改良事業に関する事項	AGG
地方行政事務に関する事項	LGO	地方行政事務に関する事項	LGO
道路交通情報通信に関する事項	RDV	道路交通情報通信に関する事項	RDV
高度道路交通システムに関する事項	ITS	安全運転支援に関する事項	ITS
道路管理に関する事項	RDK	道路管理に関する事項	RDK
本四連絡高速道路の事業に関する事項	RDB		
電気事業に関する事項	EPA		
電気保安業務に関する事項	EPH	電気事業に関する事項	EPA
給電に関する事項	EPW		
侵入検知に関する事項	PTI	侵入検知に関する事項	PTI
ガス事業に関する事項	GAS	ガス事業に関する事項	GAS
水資源開発に関する事項	RDC	水資源開発に関する事項	RDC
上下水道事業に関する事項	WRU	上下水道事業に関する事項	WRU
熱供給事業に関する事項	HET	熱供給事業に関する事項	HET
一般放送に関する事項	BCB	一般放送に関する事項	BCB
エリア放送に関する事項	ABC	エリア放送に関する事項	ABC
放送番組の中継に関する事項	BCP	放送番組の中継に関する事項	BCP
放送番組素材の中継に関する事項	BCA	放送番組素材の中継に関する事項	BCA
放送番組の取材等の中継に関する事項	BCG	放送番組の取材等の中継に関する事項	BCG
無線設備の監視・制御に関する事項	RCT	無線設備の監視・制御に関する事項	RCT
放送事業に関する事項(中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。)	BCS	放送事業に関する事項(中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。)	BCS
有線テレビジョン放送事業に関する事項	BCM	有線テレビジョン放送事業に関する事項	BCM
標準周波数及び標準時の通報	GMS	標準周波数及び標準時の通報	GMS
航空機の航行に関する事項	MMA		
航空事業に関する事項	ACW	航空機の運用に関する事項	MMA
航空機の飛行訓練に関する事項	ACU		
航空関係事業に関する事項	ACX		
自家用の航空関係に関する事項	ACO	自家用の航空関係に関する事項	ACO
飛行場における航空機の飛行援助に関する事項	ACA	飛行場における航空機の飛行援助に関する事項	ACA
飛行場における地上管制に関する事項	ACY	飛行場における地上管制に関する事項	ACY
航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項	ACZ	航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項	ACZ
航空機の製造修理に関する事項	ACT	航空機の製造修理に関する事項	ACT
航空機の修理に関する事項	ACR	航空機の修理に関する事項	ACR
海上運送事業に関する事項	MCS	海上運送事業に関する事項	MCS
海洋の観測に関する事項	MCR	海洋の観測に関する事項	MCR
水先業務に関する事項	HSP		
操船援助又は船舶の接岸若しくは係留に関する事項	HSL	水先・引き船に関する事項	HSP

改正前の通信事項		改正後の通信事項	
項目	コード	項目	コード
サルベージ事業に関する事項	HBS		
油回収作業に関する事項	OIL		
特殊作業に関する事項	SPE	海上作業に関する事項	MAW
調査監督に関する事項	HIS		
海底資源開発事業に関する事項	OTK		
海上測量業務に関する事項	MSM	海上測量業務に関する事項	MSM
航路警戒に関する事項	HSA	航路警戒に関する事項	HSA
港湾管理に関する事項	HSM	港湾管理に関する事項	HSM
港湾運送事業に関する事項	HSW	港湾運送事業に関する事項	HSW
コンテナ荷役に関する事項	HSN		
国際港湾施設の保安の確保等に関する事項	HEA	国際港湾施設の保安の確保等に関する事項	HEA
港湾通信に関する事項	HST	港湾通信に関する事項	HST
港湾工事に係る事項	HBW	港湾工事に係る事項	HBW
海難救助に関する事項	DAF	海難救助に関する事項	DAF
捜索救助作業に関する事項	MSR		
船舶又は航空機の救難に関する事項	DAH	船舶又は航空機の救難に関する事項	DAH
漁業指導監督に関する事項	FSM	漁業指導監督に関する事項	FSM
漁業通信に関する事項	FSE		
漁業の調査に関する事項	FSR		
漁業協同組合の業務に関する事項	FSG	漁業通信に関する事項	FSE
漁業共済組合の業務に関する事項	FSK		
魚群探知の伝送に関する事項	FSF		
列車防護警報に関する事項	LCQ	列車防護警報に関する事項	LCQ
鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項	LCL	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項	LCL
索道用搬機の安全運行に関する事項	LCA	索道用搬機の安全運行に関する事項	LCA
一般乗合旅客自動車の安全運行に関する事項	LCI	一般乗合旅客自動車等の安全運行に関する事項	LCI
一般貨物旅客自動車の安全運行に関する事項	LCH		
特定旅客自動車の安全運行に関する事項	LCE		
一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	LCT	一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	LCT
貨物自動車の運行に関する事項	LCK	貨物自動車の運行に関する事項	LCK
現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	LCM	現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	LCM
MCA陸上移動通信に関する事項	MCA		
陸上移動通信設備試験に関する事項	MCT	MCA陸上移動通信に関する事項	MCA
陸上移動通信に関する事項及び制御局試験に関する事項	MCW		
狭域通信に関する事項	DSR		
狭域通信に関する事項(有料道路自動車料金収受に関する事項を除く。)	EET	狭域通信に関する事項(有料道路自動車料金収受に関する事項を除く。)	DSR
狭域通信に関する事項(道路交通情報通信に関する事項に限る。)	DRD		
有料道路自動車料金収受に関する事項	ETC	狭域通信に関する事項(有料道路自動車料金収受に関する事項)	ETC
スポーツ・レジャーに関する事項	SRD		
競技及び訓練に関する事項	SRR	スポーツ・レジャーに関する事項	SRD
航空レジャーに関する事項	ASR		
農業に関する事項	AGA	農林業に関する事項	AAF
林業に関する事項	TRW		
赤十字に関する事項	RXY	赤十字に関する事項	RXY
医療業務に関する事項	RXW	医療業務に関する事項	RXW
山岳遭難防止及び救助に関する事項	DBA	山岳遭難防止及び救助に関する事項	DBA
警備保障業務に関する事項	PTG	警備保障業務に関する事項	PTG
防災防止に関する事項	PTH	防災防止に関する事項	PTH
教育に関する事項(当該無線局の種別が実験試験局であるものに限り。)	EDC	教育に関する事項	EDC

改正前の通信事項		改正後の通信事項	
項目	コード	項目	コード
電波伝搬試験に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	O T W		
放送試験に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	B C Y		
航空機各部の多点計測に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	S E G		
無線機器の開発製造に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	M M R		
無線設備の展示による科学知識の普及に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	O T J	実験、試験又は調査に関する事項（アルゴシステムデータ伝送に関する事項、教育に関する事項を除く。）	E X P
研究に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	S C I		
科学技術開発実験に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	S E K		
電波の利用の効率性に関する試験に係る事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	T E S		
電波の利用の需要に関する調査に係る事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	S D S		
アルゴシステムデータ伝送に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	O T P	アルゴシステムデータ伝送に関する事項	O T P
アマチュア業務に関する事項	A T C	アマチュア業務に関する事項	A T C
アマチュア業務（人工衛星追跡管制）に関する事項	A T S	アマチュア業務（人工衛星追跡管制）に関する事項	A T S
簡易な事項	C R A	簡易な事項	C R A
電波利用の適正化のための広報に関する事項	A T G	電波利用の適正化のための広報に関する事項	A T G
ニュースの取材及び速報に関する事項	N P W	ニュースの取材及び速報に関する事項	N P W
地震又は火山噴火予知観測に関する事項	S E E	地震又は火山噴火予知観測に関する事項	S E E
気象・動体の観測データの伝送に関する事項	O T T	気象・動体の観測データの伝送に関する事項	O T T
自動車の教習に関する事項	E D T	自動車の教習に関する事項	E D T
音響に関する事項	O T O	音響に関する事項	O T O
核原料物質及び原子炉の規制に関する法律の通報に関する事項	A T O	原子力関係業務に関する事項	A T O
核燃料事業に関する事項	K G S		
原子力施設の安全対策に関する事項	K G T		
ロケット打上情報周知に関する事項	S P A		
ロケット実験に伴う警備上の連絡に関する事項	S P C		
作業連絡に関する事項（当該通信事項に係る目的が宇宙開発用であるものに限る。）	O T A	宇宙開発に関する事項	S P A
宇宙実験に関する事項	S E S		
技術試験に関する事項	S E M		
地域振興に関する事項	L A O	地域振興に関する事項	L A O
本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項	T K K	本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項	T K K
上記以外のもの		一般業務用通信に関する事項	G E N

5. 通信事項の読替え(附則第5項)

1、2による目的の読替えのほか、改正前の無線局の目的が、次の表の左欄に掲げるものの無線局は、同表の右欄の通信事項を持つものとする。

改正前の無線局の目的	通信事項
電気通信業務用（一般放送利用を含む。）	電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項
電気通信業務用（一般放送用のフィーダリンクを含む。）	電気通信業務（一般放送利用のフィーダリンクを含む。）に関する事項
電気通信業務用（エリア放送利用）	電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項
警察用	警察事務に関する事項
海上保安用	海上保安事務に関する事項
航空保安用	航空保安事務に関する事項
防衛用	防衛に関する事項
治安維持対策用	治安維持対策に関する事項
気象用（当該無線局の通信事項が気象警報に関する事項であるものを除く。）	気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）
防災対策用	防災対策に関する事項
水防用	水防事務に関する事項
水防道路用（当該無線局の通信事項が災害対策・水防に関する事項であるものを除く。）	水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）
防災行政用	防災行政事務に関する事項
消防用	消防事務に関する事項
放流警報用	放流警報又は霧警報に関する事項
霧警報用	
公害対策用	公害対策に関する事項
土地改良事業用	土地改良事業に関する事項
道路交通情報通信用	道路交通情報通信に関する事項
高度道路交通システム用	安全運転支援に関する事項
道路管理用	道路管理に関する事項
電気事業用	電気事業に関する事項
ガス事業用	ガス事業に関する事項
水資源開発用	水資源開発に関する事項
上下水道事業用	上下水道事業に関する事項
熱供給事業用	熱供給事業に関する事項
標準周波数用	標準周波数及び標準時の通報
鉄道軌道事業用（当該無線局の通信事項が列車防護警報に関する事項であるものを除く。）	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項
山岳遭難対策用	山岳遭難防止及び救助に関する事項
有線テレビジョン放送事業用	有線テレビジョン放送事業に関する事項
救難用	海難救助に関する事項
漁業指導監督用	漁業指導監督に関する事項
赤十字用	赤十字に関する事項
無線標定業務用（当該無線局が港湾法第十二条第一項各号に掲げる業務のための通信を行うものであって、通信事項が位置信号業務に関する事項又は無線標定に関する事項であるものに限る。）	港務通信に関する事項
核燃料事業用	原子力関係業務に関する事項
宇宙開発用	宇宙開発に関する事項
宇宙運用業務用	宇宙運用業務に関する事項
放送事業用（当該無線局の通信事項が放送番組の中継に関する事項、放送番組素材の中継に関する事項、放送番組の取材等の連絡に関する事項又は無線設備の監視・制御に関する事項であるものを除く。）	放送事業に関する事項（中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。）
航空機製造修理事業用	航空機の製造修理に関する事項
新聞通信用	ニュースの取材及び速報に関する事項
非常警報用	防災防止に関する事項
警備保障用	警備保障業務に関する事項
侵入検知用	侵入検知に関する事項

4. 通信事項の読替え(附則第4項ただし書き)

- 電気通信業務に関する事項及び電気通信事業運営に関する事項
 - 電気通信業務に関する事項及び宇宙運用業務に関する事項
- を併せ持つ場合

↓
電気通信業務に関する事項とみなす。

注：複数の目的や通信事項を持つ無線局の場合、それぞれの目的や通信事項を附則に当てはめて読替えを行い、その結果、同じ目的又は通信事項に読み替えられた場合は、その目的や通信事項は1のみ持つものとみなします。